

別表10（第20の2項関係）

検疫有害菌譲受許可申請書の記載留意事項

項 目	記 載 方 法
1 普通名称及び学名	（１）検疫有害菌の和名（英名）及び学名を記載すること。 （２）指定微生物株保存機関における輸入許可指令番号及び菌株番号（原番号及び保存番号）を記載すること。
2 数量及び梱数	国別、検疫有害菌別に数量及び梱数を「試験管培養菌〇本、〇梱」のように記載すること。
3 採取地又は産地	検疫有害菌が採取された国名又は地域名を記載すること。
4 輸送の方法	書留小包郵便、携行等輸送方法を記載すること。携行の場合は、携行者の職業及び氏名を記載すること。
5 譲受けの目的	試験研究等の目的を詳細に記載すること。
6 分譲者の住所・氏名	検疫有害菌を譲り受ける指定微生物株保存機関の住所、機関名を記載すること。
7 被分譲者の住所・氏名	申請者と同一名義とすること。ただし、申請者が不在となる場合は、管理責任者とすること。
8 譲受予定年月日	譲受許可手続に約１か月を要することを考慮の上記載すること。
9 輸送中の包装状態	検疫有害菌を散逸させないための包装の方法を記載すること。
10 管理方法及び場所	検疫有害菌の保管、試験研究、廃棄別に、方法及び場所（研究室名）を詳細に記載すること。
11 利用期間及び利用後の処理方法	試験が終了するまでの期間は、６年以内とすること。 利用後における処理方法は、検疫有害菌、使用した器具類等の消毒（廃棄）方法（高圧殺菌、焼却等）を記載すること。
12 管理責任者氏名	試験研究を担当する責任者の機関名、職名、氏名及び電話番号等連絡先を記載すること。
13 その他参考となるべき事項	（１）今までに輸入許可、利用許可又は譲受許可を得て使用したことがある管理施設の場合は、その許可指令書又は許可書の番号を記載すること。 （２）管理責任者が不在時の連絡者及び電話番号を記載すること。 （３）その他参考となる事項を記載すること。